

Ⅱ 知的障害のある児童生徒の指導

1 知的障害とは

知的障害とは、知的機能の発達に明らかな遅れと適応行動の困難性を伴う状態が発達期に起こるものをいう。

「知的機能の発達に明らかな遅れ」がある状態とは、認知や言語などの能力に困難さがあり、同年齢の児童生徒と比較した場合、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面にある発達の遅れが明らかな状態をいう。

「適応行動の困難性」とは、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、場面に応じた適切な行動がとれないなど実際の生活において支障をきたしている状態をいう。

「伴う状態」とは、「知的機能の発達に明らかな遅れ」と「適応行動の困難性」の両方が同時に存在する状態をいう。

「発達期」とは、一般的に胎生期、出生時及び出生後からおおむね18歳までをいう。

知的障害をもたらす原因や発達の遅れの状態は様々であり、発達の程度や状態に合わせた教育的支援が必要である。

2 知的障害のある児童生徒の指導

知的障害のある児童生徒の教育は、特別支援学校、小・中学校に設置されている知的障害特別支援学級で行われている。

<対象>知的障害特別支援学級・・・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のものである。

(平成25年10月4日付け25文科初第756号 文部科学省初等中等教育局長通知)

(1) 特別支援学級における指導目標

学習指導要領に示されている各教科等の指導目標を発達段階に応じてスモールステップ化すると同時に、学習したことが実際の生活場面で応用できるように指導目標を設定することが大切である。指導目標として、諸機能の調和的発達、基本的生活習慣の確立、日常生活に必要な基礎的な知識、技能及び態度の習得、集団生活への参加と社会生活の理解、将来の職業生活や家庭生活に必要な知識、技能及び態度の習得等が考えられる。

実際の指導では、指導目標を児童生徒一人一人の実態に合わせて具体化した「個別の指導計画」に基づき、各教科、単元等で一人一人にどのような力を付けるのか、ねらいを明確にして指導を行うことが大事である。

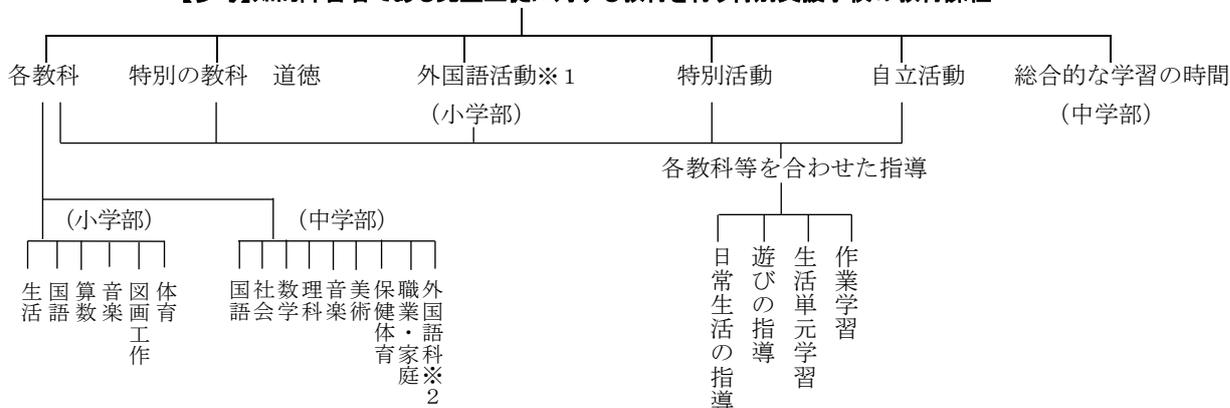
3 教育課程

(1) 教育課程の編成

特別支援学級は学校教育法第81条第2項の規定により設置される学級である。教育課程の編成にあたっては、特別支援学級は、小・中学校の一つの学級であり、小・中学校の教育課程に準ずることが原則となっている。これを踏まえ、理由等を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切である。

特別支援学級は、教育課程編成の特例(学校教育法施行規則第138条)により、児童生徒の障害の程度や状態等に合わせた特別の教育課程によることができる。特別の教育課程については、次のように編成する。(ア)特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を取り入れる。(イ)児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、各教科を下図の知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成する。

【参考】知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程



※1 必要に応じて、小学部第3学年以上の児童に「外国語活動」を設けることができる。

※2 必要に応じて、中学部に「外国語科」を設けることができる。

特別支援学校の小学部で知的障害者である児童に対する教育を行う場合は、「生活」「国語」「算数」「音楽」「図画工作」「体育」の各教科と「特別の教科 道徳」「特別活動」「自立活動」によって編成される。また、必要に応じて第3学年以上の児童に「外国語活動」を設けることができるが、国語科の3段階の目標及び内容を学習する児童は、必要に応じて、目標及び内容を設定することができる。

特別支援学校の中学部で知的障害者である生徒に対する教育を行う場合は、「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」「美術」「保健体育」「職業・家庭」の各教科と「特別の教科 道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」「自立活動」によって編成される。また、必要に応じて「外国語科」を設けることができる。

更に、小学部・中学部共に、特に必要があるときは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び、自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。いわゆる「各教科等を合わせた指導」が認められている。

なお、小学校低学年の教科である「生活」との違いは、以下のとおりである。

	教科の内容
特別支援学校小学部の「生活」	○基本的生活習慣 ○安全 ○日課・予定 ○遊び ○人との関わり ○役割 ○手伝い・仕事 ○金銭の扱い ○きまり ○社会の仕組みと公共施設 ○生命・自然 ○ものの仕組みと働き
小学校低学年の「生活」	○学校、家庭及び地域の生活に関する内容 ○身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容 ○自分自身の生活や成長に関する内容

(2) 教育課程編成における週時程表の具体例

下記に示す小学校・中学校のAタイプの週時程表は、教科を中心に組まれている例であり、小学校・中学校Bタイプの週時程表は、各教科等を合わせた指導を中心に組まれている例である。各教科等を合わせた指導を行う場合には、各教科等の授業時数を適切に定めることが必要である。指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する必要がある。

また、小学校A・Bタイプや中学校Bタイプの週時程表は、「日常生活の指導」や「生活単元学習」、「自立活動」、「体育」等が帯状に配置されている。一日の生活に規則性をもたせることにより、児童生徒が見通しをもち、主体的に学習に取り組めるように工夫している。

知的障害特別支援学級においては、学級に複数の学年や、様々な到達目標の児童生徒が在籍している場合が多く、児童生徒の実態に合わせて週時程表を工夫する必要がある。また、児童生徒個々の教育的ニーズにより、特定の教科や領域については交流学級で学習している児童生徒がいる。このような場合、各教科・領域ごとに交流先の学級名や担当者名などを記入した詳細な個別の週時程を作成する必要がある。

小学校Aタイプ

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導(着替え・朝の会・係活動)				
2	体育/自立活動				
3	国語	算数	生活単元学習/ 総合/生活	算数	図工
4	算数	国語	総合/生活	国語	
5	音楽	理科/社会/生活	道徳	音楽	算数
6	学活	外国語活動	理科	社会	家庭科

中学校Aタイプ

	月	火	水	木	金
1	国語	保体	保体	数学	保体
2	社会	数学	国語	理科	国語
3	数学	美術・家庭/職業・家庭	数学	国語	総合
4	美術	音楽	美術・家庭/職業・家庭	美術	音楽
5	理科	外国語	理科	社会	外国語
6	自立活動	総合	道徳	自立活動	学活

小学校Bタイプ

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導(着替え・朝の会・係活動)				
2	国語/算数				
3	生活単元学習/総合的な学習の時間				図工
4					
5	自立活動	体育	学活	体育	音楽
6	日常生活の指導(掃除・着替え・帰りの会)				

中学校Bタイプ

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導(朝の会・係活動・朝自習)/自立活動				
2	保体	保体	国語	保体	数学
3	国語	作業学習/ 生活単元学習	作業学習/ 生活単元学習	数学	作業学習/ 生活単元学習
4	数学	生活単元学習	生活単元学習	国語	生活単元学習
5	美術	音楽	数学	音楽	外国語
6	美術・家庭/職業・家庭	総合	道徳	美術	学活

※この週時程表は一例であり、実際の作成に際しては、児童生徒の実態を把握し、個別の指導計画を明確にし作成する。

4 合理的配慮の観点例

①教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにすると共に、社会生活上の規範やルールの理解を促すよう配慮する。

①-1-2 学習内容の変更・調整

知的発達の遅れにより、一般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の状況に応じた学習内容の変更・調整を行う。（焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること等）

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する（文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用等）

①-2-2 学習機会や体験の確保

知的発達の遅れにより、実際の生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、家庭においても生かすことのできる力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるようにする。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

知的発達の遅れにより、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることもあることから、学級集団の一員として所属意識がもてるように学級全体で取り組む活動を工夫するとともに、自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。

②支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

知的障害の状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、特別支援学校（知的障害）のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。また、てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関との連携を図る。

②-2 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

知的障害の状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性としては、実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の子供、教職員、保護者、地域への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

適切な避難等の行動の仕方が分からず、混乱した状況に陥ったことを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。

③施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

自主的な移動ができるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなど、校内環境を整備する。

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、必要に応じて、生活体験を主とした活動ができる場を用意する。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害等発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるように、簡潔な動線、分かりやすい目印や設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。

5 指導の実際

(1) 指導内容と指導形態

① 各教科の指導内容

知的障害特別支援学級に在籍する児童生徒は、一般的に初歩的な読み、書き、計算などの知識や技能の獲得に長い時間が掛かる。児童生徒の能力に合わせて学習を積み重ねていくことが大切である。また、児童生徒が将来の自立や社会参加に向けて必要な基礎的基本的な学力を身に付けるためには、できるだけ学習課題を生活場面に関連させ、繰り返し定着を図っていくことが望ましい。指導の内容においては、抽象的な内容の指導よりも、実際的な生活場面の中で、具体的に思考や判断、表現できるようにする指導が効果的である。

ア 指導上の配慮事項

- ・「個別の教育支援計画」をもとに、児童生徒や保護者の願い、卒業後の自立的な生活や社会参加の姿を見据え、総合的な観点から教育的ニーズを見極める。（詳しくは第2章IV「個別の教育支援計画と個別の指導計画」を参照）
- ・前年度からの引継ぎ資料（「個別の指導計画」、指導記録など）をもとに、多角的な視点から児童生徒の実態を把握し、教科ごとに具体的な評価が可能な長期目標、短期目標を設定する。
- ・児童生徒の個々の実態（学年、学習能力等）や教育的ニーズに合わせて、教科ごとに年間指導計画を作成する。
- ・児童生徒の教育的ニーズ等から判断して、交流学級で学習するのがよいと思われる教科については、関係者と十分に話し合った上で決定する。その際、ティーム・ティーチングなどによる個別指導が可能な指導形態を工夫し、交流学級担任との連携、協力を努める。同時に、児童生徒一人一人が活動において役割が得られるよう工夫し、その活動が遂行できるようにすると共に、活動後には充実感や達成感、自己肯定感が得られるように指導する。
- ・児童生徒の実態に合わせた教材研究が大切である。操作を通して理解を促すための具体物や視覚的な手掛かりなど、学習効果を高める教材、教具の開発に努める。
- ・集団で学習する場合でも学習課題を児童生徒一人一人の実態に合わせてスモールステップ化する。同時に教材、補助具などの支援方法を個別に工夫することが必要である。
- ・絶えず実践の評価を心掛け、指導方法や支援方法の改善に努める。
- ・児童生徒の興味関心に基づいた授業の導入方法を工夫したり、学習活動にゲーム的な要素を取り入れたりして児童生徒の学習意欲を高める手立てを工夫する。
- ・問題解決的な学習場面においても、学習内容を習熟するための学習場面を設定するなどの工夫が必要である。
- ・児童生徒が、自ら見通しをもって主体的に行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする。
- ・児童生徒一人一人の発達の側面に着目し、意欲や意思、情緒の不安定さなどの課題に応じると共に、児童生徒の生活年齢に即した指導をすることが大切である。

② 特別の教科 道徳

特別支援学校及び特別支援学級における特別の教科 道徳の指導は、学校全体の道徳教育の目標及び内容から作成された指導計画に準じて指導されることが基本となる。この場合、児童生徒の障害の状態及び発達段階に応じて、実際的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりして、指導内容や方法等について特に創意工夫する必要がある。また指導を行う上では、それぞれの学習の過程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫が必要である。

ア 指導上の配慮事項

- ・児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うと共に、健全な人生観の育成を図る必要がある。
- ・各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしなが、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要がある。
- ・個々の児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行う。

③ 外国語活動・外国語（小学校）

障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととしている。外国語活動では、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞く・話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することを目指す。また、外国語では、読むこと書くことの言語活動が加わることとなる。外国語を用いたコミュニケーションにおいては、日本語以上に様々な困難が生じることが予想されるため、実態に応じて自立活動の時間との関連を図った指導が重要になる。

ア 指導上の配慮事項

- ・知的障害のある児童生徒に対する外国語活動では、育成を目指す三つの資質・能力を目標とすることは小学校の外国語活動と同様であるが、「聞くこと」、「話すこと」の二つの領域の言語活動を設定し、領域別の目標は学習指導要領に示さないこととした。これは、言語活動や行動などを指標とした目標を一律に設定することは知的障害のある児童生徒の実態や学習の特性にそぐわないため、指導計画を作成する際、適切な目標を設定することができるようにしたものである。
- ・外国語活動は小学校と同学年からとなる、小学校3学年以上の児童を対象とし、国語科の3段階の目標及び内容を学習する児童が学ぶことができるように目標及び内容を設定している。
- ・内容の設定に当たっては、知的障害のある児童生徒の学習の特性を踏まえ、育成を目指す資質・能力が確実に育まれるよう、興味・関心のあるものや日常生活と関りがあるものなどを重視した。

④ 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間は、細かな内容が規定されておらず、各学校が創意工夫して特色ある教育活動を展開することができるようにするための時間として創設された。教育課程の編成に当たっては、「生きる力」を育むことを目指し、地域や学校、児童生徒の実態に応じて教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、児童生徒の興味・関心等に基づく創意工夫を生かした教育活動を展開することが求められる。一人一人の学習の特性や困難さに配慮した学習活動が重要であり、情報収集や整理の仕方を示したり、写真やイラストなどの視覚的支援を有効活用したりして、ユニバーサルデザインの視点を取り入れるなど、幅広い支援の工夫が必要である。

ア 指導上の配慮事項

- ・児童生徒の障害の状態や発達段階を十分に考慮し、個々の児童生徒の実態に応じて、補助用具や補助的手段、ICT機器等を適切に活用するなど、学習活動が効果的に行われるようにする。
- ・体験活動に当たっては、児童生徒をはじめ教職員や外部の協力者などの安全、健康や衛生等の管理に十分留意すると共に、学習活動に応じて、交流及び共同学習を行うようにする。
- ・探究的な学習を行う場合には、知的障害のある児童生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいこと等を踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるようにする。

⑤ 特別活動

特別活動は、学級活動・児童（生徒）会活動・クラブ活動（中学校は除く）・学校行事の4つの内容から成り立っている。特別活動の実際では、学級、学年、学校全体で取り組む活動がある。学年や学校全体で取り組む活動では、通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習を深める活動が大きく位置付けられる。また、他校の特別支援学級の児童生徒と共同の学習による活動もある。児童生徒の学習面や心理面での負担を配慮したり、個別の指導計画を作成し必要な配慮を記載したりして、教員間での情報共有が必要である。また障害の有無にかかわらず、互いの児童生徒にとって、良さを認め合えるようなより良い人間関係を形成していくなど、特別活動の実践を生かして、学級経営の充実を図ることが大切である。

⑥ 自立活動

特別支援学級においては、小学校学習指導要領[第1章第4の2（1）のイの（ア）には「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること」と明記されている。また、自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選

定して取り扱うものである。よって、児童一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。（※中学校においても同様である）

自立活動の指導内容は、「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6つに分けられ、児童生徒の障害により多様な指導が行われる。知的障害に随伴してあらわれる言語・運動・情緒・行動面等で顕著な発達の遅れがみられる場合や、特に配慮を必要とする場合には、自立活動の時間を設けて指導する必要がある。（本資料集第4章「自立活動の指導について」を参照）

⑦ 各教科等を合わせた指導

特別支援学校や知的障害特別支援学級では、「各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行うこと」（学校教育法施行規則第130条第2項）が認められている。

指導の実際では、児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経緯等に即し、次に示す事項を参考にすることが有効である。また、各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となる。

○ 日常生活の指導

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。特別支援学校小学部の生活科を中心として、特別活動の学級活動など広範囲に、各教科の内容が扱われる。

「日常生活の指導」の主な指導内容（例）

分類内容	基本的な生活習慣に関する内容	集団生活をする上で必要な内容	経済生活・職業生活に関する内容
指導の場	食事 衣服の着脱 排泄 歯磨 身体の清潔 靴の履き替え	健康・安全 保健衛生 遊び 挨拶 交際 役割 言葉遣い	手伝い 仕事 きまり 金銭 自然 社会の仕組み
登校	●靴の履き替え ●履物の整理	●朝の挨拶●交通安全 ●時刻を守る	●目的地までの歩行●時刻 ●交通機関の利用
始業朝の会	●着替え●排泄・手洗い ●持ち物や机の整理・整頓 ●着席	●ノート類や宿題の提出 ●自由遊び ●朝の体操・ランニング ●朝のスピーチ●今日の予定	●日直・係活動●朝の会の司会 ●動植物の世話●窓の開閉 ●出欠席調べ●月・日・曜日の確認 ●天気・季節・台風などへの関心
授業	●衣服の着脱 ●身体の清潔 ●排泄・手洗い	●始業・終業の挨拶 ●安全への気配り●避難訓練 ●人とのかかわり	●自然へのかかわり ●電話・郵便●公共施設の利用 ●交通機関の利用●買い物
食事（給食）	●手洗い●身じたく ●歯磨き	●食前・食後の挨拶 ●食事の作法	●食品・食器の運搬・配膳 ●後片付け
掃除	●身じたく●手洗い・清潔	●清掃場所分担 ●役割、清掃内容確認	●はき掃除・ふき掃除 ●掃除機の使用●机などの移動 ●後片付け
帰りの会	●着替え●帰りのしたく ●靴の履き替え	●一日の反省●日誌の記入 ●明日の連絡●帰りの挨拶	●戸締まり
その他	●雨具の扱い●入浴	●来客への対応●生理の処置 ●ロッカーなどの整理・整頓	●時計・暦の使用●金銭の扱い ●乗り物マナー●祝日の理解

ア 指導上の配慮事項

- ・日常生活や学習の自然な流れに沿い、その活動を実際の必然性のある状況下で取り組むことにより、生活や学習の文脈に即した学習ができるようにする。
- ・毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら取り組むことにより習慣化していく指導の段階を経て、発展的な内容を取り扱うようにすること。
- ・できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な支援を行うとともに、生活上の目標を達成していくために、学習状況等に応じて課題を細分化して段階的な指導ができるものであること。
- ・指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。

- ・学校と家庭等とが連携を図り、児童生徒が学校で取り組んでいること、また家庭等でこれまで取り組んできたことなどの双方向で学習状況等を共有し、指導の充実を図るようにすること。

○ 遊びの指導

主に小学部段階において、遊びを学習活動の中に捉えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものである。遊びの活動には、各教科の内容をはじめ、道徳、特別活動及び自立活動の内容が、総合された形で含まれている。

〈取組の一例〉

かるた遊び	}	読み札づくり（国語）
		絵札づくり（図画工作）
		取った札の数を数える、数を比べる（算数）
		約束づくり（特別活動）
		ふわふわ言葉を使う（自立活動）
劇遊び	}	物語を聞く、物語づくり（国語）
		人形づくり（図画工作）
		歌を歌う（音楽）
		音楽に合わせて踊る（体育）
粘土（小麦粉）遊び	}	粘土づくり（生活 ※ものの仕組みや働きに関する内容）
		様々な色の粘土づくり（図画工作）
		形づくり（算数 ※形、大きさ、数量に関する内容）

※様々な感触や色や量の粘土に触れる中で、児童の興味・関心を引き出すことができる。

ア 指導上の配慮事項

- ・児童の意欲的な活動を育めるようにすること。その際、児童が、主体的に遊ぼうとする環境を設定すること。
- ・教師と児童、児童同士の関わりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫し、計画的に実施すること。
- ・身体活動が活発に展開できる遊びや室内での遊びなど児童の興味や関心に合わせて適切に環境を設定すること。
- ・遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に遊べる場や遊具を設定すること。
- ・自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが経験できるよう配慮し、遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

○ 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実践的・総合的に学習するものである。小学部段階においては、児童の知的障害の状態等に応じ、遊びを取り入れたり、作業的な指導内容を取り入れたりする場合があるが、個々の児童生徒の自立と社会参加を視野に入れ、個別の指導計画に基づき、計画・実施することが大切である。

ア 指導上の配慮事項

- ・単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態等や生活年齢等及び興味や関心を踏まえたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- ・単元は、必要な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。
- ・単元は、児童生徒が指導目標への意識や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に意欲的に取り組むものであり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育む活動を含んだものであること。
- ・単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。
- ・単元は、各単元における児童生徒の指導目標を達成するための課題の解決に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。

- ・単元は、各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるよう計画されていること。

イ 生活単元学習の単元例

[行事単元] 「合同学習会に行こう」「収穫祭に参加しよう」「合宿を成功させよう」等、学校の行事を中心とした単元。計画～準備～実行～反省といった流れになる。

[季節単元] 「春(秋)の野山を歩こう」「水で遊ぼう」「お正月の遊びをしよう」等、四季の変化を中心とした単元。自然の変化、健康、季節の運動や遊び、食物等を総合的に組み入れて計画し、実施する。毎年の経験を累積しやすい単元となる。

[課題単元] 「私たちの町を探検しよう」「電車に乗ってでかけよう」等、社会生活に必要な知識、技能、態度の指導を中心とした単元。発展的で広がりのある活動になる。

以上の他に次のような単元が考えられる。

[制作活動を中心とした単元] 「ダンボールの家を作ろう」「人形を作って劇遊びをしよう」等

[栽培・飼育を中心とした単元] 「花壇を作ろう」「鶏小屋を作ろう」等

[調理を中心とした単元] 「クッキーをプレゼントしよう」「〇〇パーティーをしよう」等

ウ 合同で実施する生活単元学習

近隣の特別支援学級の児童生徒と一緒に集い、より大きな集団で学習することにより、互いに学び合い育ち合うことを目的とした生活単元学習が実施されている。また、年間指導計画に位置づけることにより、計画的、継続的に取り組まれるようになってきている。

合同による学習を計画することで児童生徒の意欲を高め、学級での生活単元学習の授業をより楽しく充実したものにすることができる。また、複数の教員による指導(チーム・ティーチング)が可能のため、個々の児童生徒の興味・関心やニーズに応じて学習内容を多様化し、特色ある授業に取り組むことができる。

実施に当たっては、教員間で十分連絡・調整を図り、共通の指導基盤に立って計画を立てることが大切である。

あわせて各学校や市町村教育委員会等関係機関の理解と協力を得ることも大切である。

○ 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしなが、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。とりわけ、作業学習の成果を直接、児童生徒の将来の進路等に直結させることよりも、学習に意欲的に取り組むことや、集団への参加が円滑にできるようにしていくこと等が重要となるので、生活単元学習の中で、道具の準備や後片付け、必要な道具の使い方など、作業学習につながる基礎的な内容を含みながら単元を構成することが効果的である。

ア 指導上の配慮事項

- ・児童生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む意義や価値に触れ、喜びや完成の成熟感が味わえること。
- ・地域性に立脚した特色をもつと共に、社会の変化やニーズ等にも対応した永続性や教育的価値のある作業種を選定すること。
- ・個々の児童生徒の実態に応じた教育的ニーズを分析した上で、段階的な指導ができるものであること。
- ・知的障害の状態等が多様な児童生徒が、相互の役割等を意識しながら協働して取り組める作業活動を含んでいること。
- ・作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習時間及び期間などに適切な配慮がなされていること。
- ・作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいものであること。

イ 作業学習のポイント

〈作業態度及び習慣の形成に関するもの〉

- | | | | | | | | |
|------|------|------|-------|------|------|-----------|------|
| ・自主性 | ・責任感 | ・協調性 | ・安全性 | ・経済性 | ・計画性 | ・礼儀 | ・確実性 |
| ・創造性 | ・緻密性 | ・敏捷性 | ・集中力 | ・注意力 | ・清潔さ | ・報告、連絡、相談 | |
| ・持続力 | ・判断力 | ・洞察力 | ・整理整頓 | ・成功感 | ・成就感 | ・言葉遣い | |

〈作業等に必要知識及び技能の獲得に関するもの〉

- | | | | |
|------------|-----------|------------------|--------|
| ・身辺処理 | ・指示理解 | ・約束(規則、規律)の理解と遵守 | ・数の処理 |
| ・道具の名称、使い方 | ・時間の理解と活用 | ・機械の名称と使い方 | ・用語の理解 |

ウ 作業学習の作業種目(例)

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、食品製造、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様である。

エ 産業現場等における実習

「産業現場等における実習」は、現実的な条件下で生徒の職業適性等を明らかにし、職業生活ないし社会生活への適応性を養うことを意図して実施すると共に、各教科等の広範な内容が包含されていることに留意する必要がある。

「産業現場等における実習」は、これまでも企業等の協力により実施され、大きな成果が見られるが、実践に当たっては、保護者、事業所及び公共職業安定所などの関係機関等との密接な連携を図り、綿密な計画を立てることが大切である。また、実習中の巡回指導についても適切に計画する必要がある。

オ 安全面への配慮

作業学習を実施する際には、それぞれの授業を実施するに当たり、生徒の安全に十分配慮すると共に、児童生徒に危険を防止するための知識や技能を指導する必要がある。特に道具や部品の配置、標準的な操作手順、物品の取扱い・収納・保管等を整備することが危険の防止につながる。また、危険の予測や危険な状況における回避の方法を指導することが大切である。

(2) 具体的な取組

① 指導計画の作成と指導上の留意点

指導計画とは、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより実践的、具体的な計画である。指導計画は、「個別の指導計画」の作成と共に、年間指導計画や週指導計画、あるいは単元(題材)の指導計画等が立てられている。指導計画を作成するに当たっては、学校教育目標や教科等の目標との関連を図りながら、児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性を的確にとらえると共に、児童生徒本人や保護者の願いなどを踏まえた児童生徒の教育的ニーズを十分に把握しながら創意工夫し、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成することが大切である。

指導計画を作成する際には、次の点に留意したい。

- ・教科等の学習で学んだ内容が、生活単元学習や作業学習に生かされるようにする。両者の関連付けを図ることによって、学習したことを実際の生活に生かすことができるようになる。
 - ・学習活動を個人差に応じて展開できるように工夫する。また、児童生徒の興味・関心を大切にすること、視聴覚機器やコンピュータ等の活用、教材・教具の工夫等も大切である。
 - ・校外学習や宿泊学習等を通して、公共交通機関や公共施設を積極的に活用することで、公共のマナーを身につける社会体験や日常生活に生かしていくことができるような生活体験を重ねていきたい。また、作業学習の発展として「産業現場等における実習」を作業所や企業等で実施し、実際の職業生活を体験させるなどの配慮も必要である。
 - ・家庭との連絡・連携をとり、教育方針等について共通理解を図ると共に、基本的な生活習慣の確立に努める。
 - ・特別支援学級の児童生徒の社会性を高め、好ましい人間関係を育てるために、児童生徒の実態を十分考慮しながら通常の学級との連携を図り、交流及び共同学習の機会を積極的に計画する。
 - ・現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要がある。
- また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、単元など数時間程度の授業のまとまりの中で、日々の繰り返しによって身についた力が日常生活に生かされるよう、工夫することも重要である。

② 使用教材

ア 教科用図書の活用

知的障害のある児童生徒の使用する教科書として、文部科学省の検定教科書の他に、児童生徒の学力や発達に合わせて、文部科学省著作の国語、算数(数学)、音楽の教科書を利用することができる(小学部1段階は☆、2段階は☆☆、3段階は☆☆☆、中学部1段階は☆☆☆☆、中学部2段階は☆☆☆☆)。その他、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るための図書として、教育委員会が採択した教科用図書(附則9条本)の中から選んで使用することができる。また、平成30年6月25日文科省初等中等局より通知のあったとおり、学校教育法一部改正にともなって、デジタル教科書についても教育課程の全部又は一部において、使用が可能となっている。デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドラインや実践事例集も併せて活用したい。

イ 教材・教具の活用

児童生徒の発達に合わせた教材は、児童生徒の学習意欲を高め、自主的、自発的な活動を促し、学習のねらいを達成する上で効果的である。しかし、優れた教材・教具であっても児童生徒のその日の体調や興味関心によっては効果的に使えない場合もある。したがって、日々の授業に使用するために児童生徒の興味関心を考慮して段階的な教材・教具を複数用意しておくことよい。また、児童生徒一人一人に合わせて教材・教具の開発に努めることで、より深く児童生徒の発達について理解できるようになる。教員のちょっとしたアイデアで、ペットボトルや牛乳パックなどの身近な材料が、児童生徒の学習意欲を引き出す素敵な教材に変わる。教員の個性や特技を生かした教材の開発をめざしたい。

ウ ICTの利活用

学習内容を確実に身に付けることができるようにすると共に、障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、児童生徒が最大限の力を発揮できるようにICTを利活用して学ぶ場面を効果的に授業に取り入れていく。その際大切なことは、ICTを利活用することが目的ではなく、何のためにICTを利活用するのかを明確にしておくことである。

エ 写真、絵カード、シンボル、文字盤の利用

デジタルカメラなどの機器を利用して手軽に作成でき、児童生徒の発達段階に合わせて様々な学習活動に利用できる。特に、言葉の発達が遅れていたり、コミュニケーション能力に課題があったりする児童生徒に対してAAC（拡大・代替コミュニケーション手段）の指導をする場合の視覚教材として活用したい。

③ 指導体制の工夫

小学校学習指導要領第1章第4の2（1）のAには「障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」と明記されている。児童生徒の「困難さ」に対する「指導上の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討していく。また全ての教員が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくこととされている。個々の児童に対する配慮等の必要性を共通理解すると共に、教員間の連携が更に必要となる。校長のリーダーシップの下に、校内委員会の設置や、特別支援教育コーディネーターを中心とした、学校全体の特別支援教育の支援体制を充実させ、計画的、組織的に取り組んでいけるような体制作りの充実が急務の課題である。（※中学校においても同様である）

④ 安全面での配慮

家庭や関係機関との連携を密にして、日々の健康観察に加え、健康面での配慮を忘れることなく学習に向かうようにしていくことが重要である。マラソン、水泳等の学習面における配慮や、障害の状態に応じた配慮が必要な児童生徒の実態を十分に理解し把握しておかなければならない。

⑤ 指導環境への配慮

環境的条件や社会的条件を整えることで、知的発達の遅れが目立たなくなったり、適応行動がある程度改善されたりする場合がある。例えば、注意が散漫になりやすく、集中の持続が困難な児童生徒が学習や活動をする場合、比較的静かな部屋を用意したり、部屋をパーティションで区切ったり、活動の時間を短くしたりすると、学習や活動がしやすくなることもある。適応行動の困難性の背景には、心理的・社会的・環境的要因等が関係しているため、児童生徒の一人一人の障害の状態を把握した上での適切な教育的対応が求められる。

<引用・参考文献>

- 1) 遊びの指導の手引（文部省）慶応通信（現・慶應義塾大学出版会）平成5年
- 2) 日常生活の指導の手引（文部省）慶応通信（現・慶應義塾大学出版会）平成6年
- 3) 作業学習指導の手引（文部省）東洋館出版 平成7年
- 4) 小学校学習指導要領（文部科学省）平成29年3月
- 5) 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（文部科学省）平成30年3月
- 6) 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（文部科学省）平成30年3月
- 7) 特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（文部科学省）平成30年3月
- 8) 特別支援教育の基礎・基本2020（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所）令和2年

- 9) 「学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める県の一部を改正する件の交付及び施行等について（通知）」 2文科初第2050号 令和3年3月
- 10) 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～
（文部科学省）令和3年6月
- 11) 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画 （千葉県教育委員会）令和4年3月